

区からのお知らせ

SUGINAMI INFORMATION

保険・年金

年金生活者支援給付金制度

公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される制度です。支給要件を満たす場合、2年目以降の手続きは原則不要です。

4年度、新たに当制度の対象となり得る方には、9月以降、日本年金機構から請求書が送付されます。期日までに日本年金機構へ請求し要件に該当すると、10月分から支給されます。

☎給付金専用ダイヤル☎0570-05-4092 (050で始まる電話番号からは☎5539-2216)、国保年金課国民年金係

生活・環境

神田川流域河川整備計画(変更原案)閲覧と意見書の提出

☎閲覧・意見書提出期間=9月5日(月)~10月4日(火) (閲覧場所の休業日等を除く) ▶閲覧場所=都建設局河川部、都第三建設事務所(中野区中野4-8-1)、区土木計画課(区役所西棟4階)。都建設局ホームページでも閲覧可 ▶意見書の提出=意見書(様式自由)に意見を提出する計画名称・日付も書いて、10月4日(消

① 基本的感染防止対策

下記の対策等にご協力をお願いします。

- 小まめな換気
- 手洗い・手指消毒
- 3密の回避
- マスクの着用

印有効)までに都建設局河川部計画課(〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1都庁第二本庁舎☎S0000384@section.metro.tokyo.jp)へ郵送・Eメール。または、閲覧場所に設置している意見箱へ提出 ☎都建設局河川部計画課☎5320-5414

旧料金の事業系有料ごみ処理券をお持ちの方へ

現在、事業系有料ごみ処理券は、「平成29年10月改定」と記載された現行券のみ使用できます。

旧料金の事業系有料ごみ処理券(平成25年10月改定と記載があるもの)は、現行料金との差額を支払った上で現行券と交換(差額交換)するか、払い戻し(還付)をすることができます。申請方法については、事前にお問い合わせください。

なお、該当する旧料金券の差額交換・還付できる期間は10月31日までとなっていますので、それまでにお問い合わせください。

☎ごみ減量対策課管理係、杉並清掃事務所☎3392-7281、同事務所方南支所☎3323-4571

衣類の拠点回収のお知らせ

毎月第2土曜日に回収拠点で、古着として着用できる汚れや破れのないきれいな衣類を回収しています。

☎9月10日(土)午前10時~正午(雨天中止) ☎回

【重要なお知らせ】

新型コロナウイルスの感染状況によっては、本紙および過去の「広報すぎなみ」掲載の催しや募集の内容等が変更・延期または中止になる場合があります。最新情報は、各問い合わせ先にご確認いただくか、区ホームページをご覧ください。



取拠点=区役所(中杉通り側)、宮前図書館(宮前5-5-27)、方南会館(和泉4-42-5)、本天沼区民集会所(本天沼2-12-10)、地域区民センター(永福和泉<和泉3-8-18>)、荻窪<荻窪2-34-20>、西荻<桃井4-3-2>)、リサイクルひろば高井戸(高井戸東3-7-4) ☎ごみ減量対策課事業計画係、雨天中止の問い合わせはNPO法人すぎなみ環境ネットワーク☎5941-8701(当日午前9時以降) ☎井草地域区民センターは、イベント実施のため9月期は中止。高円寺地域区民センター(セシオン杉並)は大規模改修工事のため5年4月(予定)まで休止



各種相談

内容	日時・場所・対象・定員ほか	申し込み・問い合わせ
住まいの修繕・増改築無料相談★	☎時月・金曜日、午後1時~4時(祝日を除く) ☎場区役所1階ロビー	☎東京土建杉並支部☎3313-1445、区住宅課
マンション管理無料相談	☎時9月8日(休)午後1時30分~4時30分 ☎場区役所1階ロビー ☎区内在住のマンション管理組合の役員・区分所有者等 ☎定3組(申込順)	☎申杉並マンション管理士会ホームページから申し込み。または申込書(区ホームページから取り出せます)を、同会事務局☎3393-3652へファクス ☎同会事務局☎3393-3680、区住宅課空家対策係
書類と手続き・社会保険に関する相談会★	☎時9月9日(金)午後1時~4時 ☎場区役所1階ロビー ☎他関係資料がある場合は持参	☎東京都行政書士会杉並支部☎0120-567-537、東京都社会保険労務士会中野杉並支部☎6908-8046、区政相談課
行政相談★	☎時9月9日(金)午後1時~4時 ☎場区政相談課(区役所東棟1階) ☎内国の仕事等(年金・福祉・道路など)の苦情・相談 ☎他関係資料がある場合は持参	☎場区政相談課
高齢者被害特別相談★	☎時9月12日(月)~14日(水)午前9時~午後4時(都消費生活総合センターは5時まで) ☎消費生活相談▶相談専用電話=区消費者センター☎3398-3121、都消費生活総合センター☎3235-1155、高齢者被害110番(高齢者本人、家族からの相談)☎3235-3366、高齢消費者見守りホットライン(ホームヘルパーなどからの相談)☎3235-1334▶来所=区消費者センター(天沼3-19-16ウェルファーム杉並内) ☎他特別相談以外にも、随時相談を受け付け	☎場区消費者センター☎3398-3141
住宅の耐震無料相談会・ブロック塀無料相談会★	☎時9月14日(水)午後1時~4時 ☎場区役所1階ロビー ☎他図面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真等を持参	☎場市街地整備課耐震改修担当
専門家による ^{あきや} 空家等総合無料相談	☎時9月15日(木)午前9時20分・10時15分・11時10分 ☎場住宅課相談室(区役所西棟5階) ☎区内の空き家等の所有者等(親族・代理人を含む) ☎定各1組(申込順) ☎他1組45分	☎申電話で、住宅課空家対策係。または申込書(区ホームページから取り出せます)を、9月13日までに同係☎5307-0689へ郵送・ファクス ☎同係
不動産に関する無料相談	☎時9月15日(木)午後1時30分~4時30分 ☎場区役所1階ロビー	☎申電話で、東京都宅地建物取引業協会杉並支部☎3311-4937(午前9時~午後5時<土・日曜日、祝日を除く>) ☎場同支部、区住宅課
弁護士による土曜法律相談	☎時9月17日(土)午後1時~4時 ☎場相談室(区役所西棟2階) ☎定12名(申込順) ☎他1人30分	☎申電話で、9月12日~16日に専門相談予約専用☎5307-0617(午前8時30分~午後5時)。または直接、区政相談課(区役所東棟1階)で予約 ☎場同課
建築総合無料相談会・ブロック塀無料相談会★	☎時9月20日(火)、10月4日(火)午後1時~4時 ☎場区役所1階ロビー ☎他図面などがある場合は持参。ブロック塀無料相談会は、ブロック塀の現況写真等を持参	☎場東京都建築士事務所協会杉並支部☎6276-9208、区市街地整備課耐震改修担当
住民税(特別区民税・都民税)夜間電話相談	☎時9月20日(火)午後5時~8時30分	☎場納税課☎5307-0634・0636

※★は当日、直接会場へ。

凡例 ☎日時 場場所 内内容 師講師 対対象 定定員 費参加費(記載のないものは無料) ☎申し込み(記載のないものは直接会場へ) ☎お問い合わせ 他その他 ☎Eメールアドレス ☎HPホームページアドレス

子育て・教育

新しい乳・子医療証の送付

現在、中学3年生までの年齢に該当している方に交付している乳・子医療証(薄オレンジ色)の有効期限は9月30日です。

9月末に、10月1日から使用できる医療証(うぐいす色)を送付します(郵送先は、医療証に記載の住所です。居住状況の確認のため、それ以外の住所には送付できません)。

新しい医療証の有効期限は5年9月30日です。ただし、5年3月に中学校を卒業する方の子医療証と、5年4月に小学校に入学する方の乳医療証の有効期限は5年3月31日です。小学校に入学する方の子医療証(有効期間が5年4月1日～9月30日)は、5年3月末までに送付する予定です。

乳・子医療証をお持ちでない方はお問い合わせください。なお、生活保護(医療扶助)を受給している方や児童福祉施設等に入所している方などは、対象にならない場合があります。

区子ども家庭部管理課子ども医療・手当係

外国人学校に通学する児童・生徒の保護者へ

区では、外国人学校に通学する児童・生徒の保護者に、授業料などの負担を軽減するために補助金を交付しています。

◆要件 次の全てを満たすこと

- ・学校教育法に基づく認可を受けた外国人学校に、義務教育年齢に該当する児童・生徒を通学させている
- ・児童・生徒および保護者が区内に住所を有し、同一

- 世帯である
- ・児童・生徒または児童・生徒の父もしくは母が日本国籍を有していない
- ・授業料を納付している
- ・所得が限度額未満である(詳細は、区ホームページをご覧ください)

◆申請期間 上半期(4～9月)分の申請を9月30日まで

◆申請方法 学校により申請方法が異なります。詳細は、お問い合わせください。

◆補助金額 月額7000円×上半期のうち授業料を支払った月数

区民生生活部管理課庶務係



5年度小学校に入学するお子さんの保護者へ

◆就学時健康診断

5年4月に小学校に入学するお子さん(28年4月2日～29年4月1日生まれ)を対象に、住所地の指定校で就学時健康診断を行います。対象者には「就学時健康診断のお知らせ」を9月28日ごろに発送します。各学校の実施日・受付時間等は、区ホームページをご覧ください。

10月13日(木)～11月17日(木)の各区立小学校が指定する日 各区立小学校(住所地の指定校) 区学務課保健給食係 ☎5307-0762

◆指定校変更制度

住所地の指定校への就学が原則ですが、特別な事

情等がある場合は、指定校変更の申し立てができません。詳細は「就学時健康診断のお知らせ」に同封するほか、9月28日から区ホームページでもご覧になれます。

区学務課学事係 ☎5307-0760

採用情報 ※応募書類は返却しません。

区以外の求人

杉並区障害者団体連合会 職員

区連合会事務と交流館の運営業務 ▶ 勤務期間=10月1日から(65歳に達した年度末で退職) ▶ 勤務日時=月16日程度。原則、午前8時30分～午後5時15分(第3月曜日、年末年始を除く) ▶ 勤務場所=高円寺障害者交流館(高円寺南2-24-18) ▶ 募集人数=1名 ▶ 報酬=月額20万7850円 ▶ その他=交通費支給(上限あり)。有給休暇あり。社会保険加入 履歴書を、9月14日午後5時までに同連合会事務局(〒166-0003高円寺南2-24-18高円寺障害者交流館内)へ郵送・持参 区同事務局 ☎5306-2627 書類選考合格者には9月下旬に面接を実施

その他

「はかり」の数量と種類を調査します

営業や証明などで「はかり」を使用している商店・医院などを対象に、「はかり」の数量と種類を調査します。

身分証明書(調査員証)を携帯した調査員が訪問します。ご協力をお願いします。

調査期間=9月6日(火)～10月21日(金) 区消費者センター ☎3398-3141

「大雨災害義援金」にご協力をお願いします

7月・8月上旬に各地で発生した大雨災害への支援に活用します。

対象

- ①令和4年7月(宮城県)
- ②令和4年8月3日から(山形県・新潟県・石川県・福井県)

日本赤十字社での受け付け

受付期間 ①10月31日(月)まで②5年3月31日(金)まで

入金方法 ①「ゆうちょ銀行・郵便局 口座記号番号00190-9-487734 口座加入者名 日赤令和4年7月大雨災害義援金」②「ゆうちょ銀行・郵便局 口座記号番号00190-2-515136 口座加入者名 日赤令和4年8月3日からの大雨災害義援金」へ振り込み

※受領証の発行は、通信欄に「受領証希望」と記入。窓口での取り扱いの場合、振替手数料はかかりません。

区役所にも義援金箱を設置します

設置期間 ①10月31日(月)まで②5年3月31日(金)まで

設置場所 保健福祉部管理課地域福祉推進担当(区役所西棟10階) / 休業日を除く 区保健福祉部管理課地域福祉推進担当

事前に備えて、危険から身を守ろう

台風等の強風に備える

建物の備えは十分に

強風に備えて、お住まいの建物や所有している空き家の屋根・外壁・塀などの点検・補強を普段から行いましょう。

また、台風接近時には、窓ガラスのひび割れや窓枠のガタつきがないか調べ、窓にテープを貼るなどして補強しましょう。建物の周りのもので、強風などによって飛ばされる恐れのあるものは室内にしまいましょう。

区建築課、住宅課

樹木の管理は適切に

強風による枝折れや倒木などによる被害を防ぐため、定期的な枯れ枝の除去や枝葉の剪定をして、日頃から適切な管理を行いましょ。

区みどり公園課



区議会を開会します

第3回定例会は3年度決算を審査します。

—— 問い合わせは、区議会事務局へ。

日程
(予定)

第3回定例会(初日は午後1時開会)
9月12日(月)～10月19日(水)

本会議は、区議会ホームページ(右2次元コード)でライブ中継と録画中継を行っています。決算特別委員会は、録画中継のみ行っています。録画中継は、会議終了からおおむね24時間後に「速報版」を、おおむね1週間後に内容や質問者ごとの「詳細版」をご覧になれます。



児童手当の制度改正に伴い受給資格が消滅した方へ

児童手当の制度改正に伴い、受給資格が消滅した方へ「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」を送付しました。今後も、児童手当等の受給資格が消滅または申請却下になった方へ、順次通知書を送付していきます。

—— 問い合わせは、子ども家庭部管理課子ども医療・手当係へ。

所得が上限額を上回ることにより、受給資格が消滅・申請却下になった方

●児童手当等の申請

受給資格が消滅・申請却下になった方で、以下のいずれかに該当した場合は期限内に改めて申請が必要です。

来年度以降、所得が上限限度額未満

納税通知書等（通知書名称は自治体によって異なる場合あり）を受け取った日の翌日から15日以内に、「児童手当・特例給付 認定請求書」を提出してください。

所得の更正・修正申告を行ったことにより、所得が上限限度額未満

税額決定通知書等（通知書名称は自治体によって異なる）を受け取った翌日

から15日以内に、同請求書を提出してください。

※所得の更正や扶養人数の修正申告を行った場合は同請求書の提出が不要な場合があります。詳細は、子ども家庭部管理課子ども医療・手当係までご連絡ください。

●申請方法

子ども家庭部管理課子ども医療・手当係へ郵送。または、同係（区役所東棟3階）、区民事務所へ持参

給付金の申請要件を緩和しています

ご存じですか？ひとり親家庭の方への資格取得支援制度

児童扶養手当を受給中または同等の所得水準にあるひとり親の方に対し資格取得のための給付金を支給しています。

申請の要件を緩和していますので、ぜひこの機会にご利用ください。

なお、受講前に事前相談が必要です。来年度の修業相談も受け付けています。

—— 問い合わせは、子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当 ☎5307-0343へ。



自立支援教育訓練給付金

厚生労働省が指定する雇用保険制度の「教育訓練給付金（①一般②特定一般③専門実践）」の指定講座を受講し修了した場合、受講料の一部を支給します。

支給額

入学金および受講料の60%相当額

上限額 ①②20万円③修業年数×上限40万円

高等職業訓練促進給付金

指定の国家資格やデジタル分野等の民間資格の取得のために修業する場合、修業期間中の生活資金として、訓練促進給付金を支給します。また期間修了後、修了支援給付金を支給します。

支給額

●訓練促進給付金 月額7万5000円（住民税非課税世帯は月額10万円）

修業期間の最後の12カ月（12カ月未満の場合は当該期間）に限り、月額4万円を加算

●修了支援給付金 2万5000円（住民税非課税世帯は5万円）

※養成期間修了後、30日以内に支給申請が必要。

高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）合格支援事業

ひとり親家庭の親または20歳未満のお子さんが高卒認定試験合格のための講座を受講し修了した場合、受講料の一部を支給します。

支給額

入学金および受講料の60%相当額

①受験開始時給付金=受講料の30%（上限7万5千円）

②受講修了時給付金=受講料の10%（①と合わせて上限10万円）

③合格時給付金=受講料の20%（①②と合わせて上限15万円）

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療被保険者証の送付

現在ご使用の後期高齢者医療被保険者証（以下、保険証）の有効期限は9月30日です。10月1日からの保険証（水色）を、9月中旬以降に簡易書留で送付します。

有効期限が過ぎた保険証は、個人情報に十分注意してご自身で破棄するか、国保年金課高齢者医療係（区役所東棟2階）・区民事務所へ返却してください。

8月～5年7月の自己負担割合は、4年度住民税課税所得で判定します。

窓口2割負担の導入による判定方法の変更点は次のとおりです。

10月1日から

3割負担=同世帯の被保険者で住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合

2割負担=以下の両方に該当する場合

①同世帯の被保険者で住民税課税所得が28～145万円未満の方がいる

②年金収入とその他の合計所得金額の合計額が、被保険者が1人の場合は200万円以上（被保険者が2人以上の場合は320万円以上）である

1割負担=同世帯の被保険者全員で住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合。または、①に該当するが②には該当しない場合

※住民税非課税世帯の方は1割負担。

—— 問い合わせは、国保年金課高齢者医療係☎5307-0651へ。

後期高齢者医療高額療養費支給事前申請書（配慮措置施行対応）の送付

10月1日からの窓口2割負担の導入に伴い、2割負担対象者の急激な自己負担額の増加を抑えるために、10月1日～7年9月30日について、外来医療の負担増加額の上限を1カ月あたり最大3000円までとします。上限額を超えて支払った金額は、高額療養費として支給する配慮措置が開始されます。

これに伴い、10月1日から2割負担対象者で、これまでに高額療養費の口座登録をしていない方に対して、高額療養費支給事前申請書を9月中旬以降に東京都後期高齢者医療広域連合から送付する予定です。

事前申請書が届いたら、同封の返信用封筒で期限内に郵送で提出してください。期間内に提出がなかった場合は、高額療養費が発生した際に、高額療養費支給申請書を広域連合から送付します。

区民意見を募集します

【ご意見をお寄せください】

◇閲覧場所

下記の場所および区ホームページ（トップページ「区民等の意見提出手続き〈パブリックコメント〉」）でご覧になれます（休業日を除く）。

- 杉並保健所保健予防課保健予防係
- 区政資料室（区役所西棟2階）
- 区民事務所
- 図書館

◇意見提出方法

はがき・封書・ファクス・Eメール・閲覧場所にある意見用紙に書いて、意見提出先。ご意見には、住所・氏名（在勤・在学の方は、勤務先・学校名と所在地、事業者の方は事業所名と所在地、代表者の氏名）を記入（区ホームページにもご意見を書き込めます）。

※いただいた主なご意見の概要とそれに対する区の考え方などは、後日公表する予定。

マイナンバー制度 特定個人情報保護評価書(案)

◆特定個人情報保護評価の実施

マイナンバーの利用にあたってプライバシーや個人情報へ及ぼす影響を事前（緊急時は事後）に評価し、その保護の措置を講じるものです（詳細は、個人情報保護委員会ホームページ参照）。

◆予防接種に関する事務

新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種にあたり、ワクチン接種記録システム（VRS）の活用および、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付において新たな特定個人情報の取り扱いが生じたことに伴い、予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書の記載内容を一部修正します。

※なお、本件は災害その他やむを得ない事由に該当するため、事後評価となっています。

◆マイナンバー制度に関する問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120-95-0178（月～金曜日午前9時30分～午後8時〈土・日曜日、祝日は午後5時30分まで。年末年始を除く〉）。IP電話等☎050-3816-9405

※外国語（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）での相談☎0120-0178-26。

※マイナンバー制度の詳細は、デジタル庁ホームページ参照。

◆閲覧・意見募集期間 10月1日まで

◆意見提出・問い合わせ先 杉並保健所保健予防課保健予防係（〒167-0051荻窪5-20-1☎3391-1025☎3391-1927✉yobo-k@city.suginami.lg.jp）

安心して働ける明日へ

4年就業構造基本調査にご協力ください

正規・非正規雇用者の就業状況の違い、高齢層・若年層の就業状況、育児・介護と就業の関係などについて、全国・地域別に明らかにすることを目的として、就業構造基本調査を実施します。調査結果は、働き方改革の推進に向けた取り組みなど、国や地方公共団体の政策の基礎資料として幅広く活用されます。

調査対象の世帯には、9月下旬から調査員がご自宅に伺います。ご理解とご協力をお願いします。

☑調査基準日=10月1日▶調査事項=出生の年月、就業状態、職業訓練および自己啓発、育児・介護の状況など▶調査対象=無作為に選ばれた区内約4600世帯の15歳以上の世帯員▶調査票の配布=東京都知事が任命した調査員（「調査員証」を携帯）が世帯を訪問▶回答方法=インターネットから回答。または調査票の郵送▶調査結果の公表=5年7月以降順次、総務省統計局ホームページ等で公表予定 ☎区民生活部管理課統計係☎5307-0621 ☎詳細は、就業構造基本調査キャンペーンサイト（右2次元コード）参照



区民の声から

区民の皆さんからいただいた声と、それに対する区からの回答の一部を掲載します。

— 問い合わせは、区政相談課へ。



◇シェアサイクリング設置のお願い

善福寺児童館があった近くにシェアサイクリングが設置されたので利用しましたが、善福寺公園やJR西荻窪駅付近には専用の駐輪場がないので、用事が終

わってもまた児童館近くの駐輪場に返却しなければなりません。

また、駅の近くではレンタルができないので、不便です。駅の近くにシェアサイクリングの設置をお願いします。

◇回答

シェアサイクル実証実験では、区が公有地（区立公園や区立自転車駐車場）の一部をサイクルポートとして民間のシェアサイクル事業者に貸し出すなど、官民連携して取り組んでいます。

実証実験期間中は、公有地でのサイクルポートの調整（拡大や縮小等）を適宜行っていきます。区内には公有地に限らずサイクルポートが設置されている場所が複数あります。民有地の新たな開拓等については、

シェアサイクル事業者が主体的に実施していくことになるため、駅付近、特にサイクルポートの設置箇所が少ないJR西荻窪駅周辺についても、今後事業者と調整していきます（7月に設置済み）。

また、実証実験期間中の区内シェアサイクルの利用実態は、5年度以降の本格的な事業化に向けての具体的な検討材料の一つとなります。今後も区民の皆さんからのご意見を参考にしながら、移動の利便性のさらなる向上に取り組んでいきます。（担当 都市整備部管理課交通企画担当）

区政への主な意見と回答は、区ホームページ（右2次元コード）でご覧になれます。



広告

幸せを求めて生きる一つに、結婚は如何でしょう。お世話してお蔭様で29年目になりました。日高晶元が入会から成婚までサポートします。高田馬場結婚相談所 tel.03-5386-3161 新宿区高田馬場 4-1-6-401 木曜休



※広告の内容については、各広告主にお問い合わせください。広告掲載のお問い合わせは広報課へ。